

不服申立て事案答申第 122 号の概要について

1 件名

本人と警察官とのやりとりを記載した文書等情報の不開示（不存在）決定に関する件

2 事案の概要

審査請求人が平成 27 年 12 月 14 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき、「審査請求人と警察署所属警察官とのやりとりを記載した文書等情報のうち、平成 27 年 2 月 23 日の生活安全課長との電話での会話及び同年 3 月 17 日の生活安全課長との電話での会話」（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）について自己情報の開示請求を行った。

これに対し、愛知県警察本部長が平成 28 年 1 月 27 日付けで、本件請求対象保有個人情報には存在しないとして不開示決定をしたところ、審査請求人は、開示請求に係る文書として警察安全相談等・苦情取扱票を保有しているとの理由で不開示決定の取消しを求める審査請求を行った。

3 実施機関の不開示決定の理由

(1) 該当職員への調査

審査請求人は、本件開示請求において行政文書名を特定せず、審査請求人と特定の警察職員（以下「該当職員」という。）との電話での会話のやりとりを記載した文書等情報の開示を求めている。

そのため、争点となっている該当職員に対して、本件保有個人情報に係る対応状況についての確認調査を実施した。

その結果、「本件開示請求の日時に、審査請求人へ電話したこと及び審査請求人から電話があったことは事実である。いずれの電話でのやりとりについても、審査請求人を申出者とする警察安全相談等及び苦情のどちらにも該当しないと判断したので、これらに関する行政文書は作成していない。警察官の現場出向の要請又は現場への出向を必要とする内容ではなかったため、これらに関する行政文書は作成していない。その他行政文書は作成していないし、部下等に対し、作成の指示もしていない。」との回答であった。

(2) 本件保有個人情報として作成が考えられる行政文書について警察職員と市民が電話で会話をした場合、作成される可能性がある行政文書として、下記のものと考えられる。

ア 警察安全相談等・苦情取扱票及び警察安全相談等・苦情経過票

(ア) 警察安全相談等について

警察安全相談等及び苦情の取扱いに関する規程（平成 24 年愛知県警察本部訓令第 4 号。以下「相談規程」という。）では、犯罪等による被害の未然防止に関

する相談その他県民の安全と平穩に係る相談を警察安全相談と定めている。

また、同相談規程は、警察安全相談並びに警察行政に係る要望、意見、感謝、激励、事件情報及びこれらに類するものを警察安全相談等と定めている。

さらに、相談規程及び警察安全相談等及び苦情の取扱いに関する規程の運用（平成24年務住発甲第27号。以下「相談規程の運用」という。）で、警察安全相談等の具体的な処理手続等を定めており、その中では、警察安全相談等を受理したときは、速やかに警察安全相談等・苦情取扱票（以下「取扱票」という。）を作成し、所属長に報告するものとしている。

この取扱票は、申出者の氏名、申出の要旨、受理時における取扱状況等を記載しており、申出者との会話のやりとりを一言一句記載するものではない。

警察安全相談等については、警察安全相談等を受理した所属において対応するものとしているが、他の所属又は他の行政機関等において対応することが適当と認められる場合については、当該所属又は行政機関等に引き継ぐものとしている。

また、対応の経過又は結果については、警察安全相談等・苦情経過票（以下「経過票」という。）に記録するものとしている。

警察安全相談等の処理の過程においては、前記のとおり受理時において作成する取扱票、対応の経過又は結果等を記録する際に作成する経過票のほか、必要に応じて他の行政文書を作成し、又は取得するものとしている。

(イ) 苦情について

苦情とは、相談規程において、「職員が職務執行において違法不当な行為をし、又は相当の行為をしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして個別具体的にその是正を求める不服及び職員の不適切な執務の態様に対する不平不満」と定められており、その詳細について、相談規程の運用では、「抽象的な提言、悲しみ、怒り、憤り及び嘆きの類は含まないもの」と定めている。

苦情には、文書により公安委員会に苦情の申出ができる苦情申出制度（以下「公安委員会宛苦情」という。）と警察に直接申出ができる苦情申出制度（以下「警察宛苦情」という。）がある。

本件保有個人情報、警察官との電話での会話に関するやりとりを記載した文書等の情報であることから、口頭の申出によることが可能な警察宛苦情が、その対象になり得ると考えられる。

警察宛苦情は、公安委員会宛苦情以外の警察に直接申出のあった苦情についても、組織的かつ適切に解決し、警察業務の運営に資すること等を目的として規定された制度であり、相談規程及び相談規程の運用において、その処理手続等が規定されている。

警察宛苦情の申出を受理したときは、取扱票を作成して、速やかに申出者の氏名、申出内容等を所属長に報告するものとし、所属長は、速やかにその内容を本部長（住民サービス課経由）に報告する。

これに対し住民サービス課長は、職務執行に係る業務を主管する本部所属の長に通報するとともに、当該職務執行を行った職員の所属が報告元の所属と異なるときは、当該職員の所属の長に通報する。

当該苦情については、苦情の対象である職務執行を行った職員の所属（以下「発生所属」という。）において処理されることとなり、処理の経過又は結果については、経過票に記録する。

また、発生所属長は、苦情に関する事実関係の調査及びそれを踏まえた措置、苦情申出者への通知状況などの苦情の処理結果について、苦情処理結果報告を作成して本部長（住民サービス課経由）に報告する。

警察宛苦情の処理の過程においては、前述のとおり受理時において作成する取扱票、処理の経過又は結果等を記録する際に作成する経過票、発生所属長が警察本部長へ苦情の処理結果を報告するために作成する苦情処理結果報告書、苦情申出者へ文書で通知する際に作成する通知文のほか、必要に応じて他の行政文書を作成し、又は取得する。

イ その他に考えられる行政文書

審査請求人との電話での会話のやりとりが、警察安全相談等又は苦情としてではなく、「110番通報等以外の方法による愛知県警察の職員に対する通報」であった場合は、「署通報」として署通報事案に関して作成する署指令事案表等の行政文書が作成されることが考えられる。

また、電話での通話に関して、その内容及び業務上の必要性に応じた種々の行政文書が作成されることが考えられる。

(3) 本件保有個人情報の特定

ア 所属における文書特定

上記で特定した行政文書について、対象所属においてそれぞれ検索を実施しても本件保有個人情報は確認できなかった。

また、本件開示請求に係る期間に、勤務に従事した職員に対して、審査請求人との対応状況等を調査するも、該当職員の他には審査請求人と電話での会話等のやりとりをした職員は確認できなかった。

イ 該当職員の対応について

前述のとおり、該当職員は本件保有個人情報に関して電話での会話の事実はあるが、行政文書は作成していない旨の回答をしている。

相談規程及び相談規程の運用では、警察安全相談等及び苦情を受理した時は、速やかに取扱票を作成し、所属長に報告するものとしているが、これは、「警察安全相談等及び苦情に該当しない警察への申出」については、別に規定のあるものの他は、取扱票等を作成する必要がないものと解される。

その申出が警察安全相談等又は苦情に該当するか否かの判断は、対応した警察職員の判断に委ねられるところであるから、本件保有個人情報についても、審査請求人と電話で会話等した事実があったものの、該当職員がその対応内容

について警察安全相談等及び苦情には該当しないと判断したのであれば、取扱票その他の行政文書を作成又は取得していなかったとしても、問題はない。

その他、電話での通話に関して作成され得る種々の行政文書についても、通話の事実をもって、無条件に作成を義務付けるものではなく、その必要に応じて作成されるものであることから、対応した該当職員が記録する必要がないと判断したのであれば、作成又は取得していなかったとしても問題はない。

以上の結果から本件保有個人情報については、存在しないことが判明したため、条例第21条第2項に基づき、不開示決定をしたものである。

4 審議会の結論

本件請求対象個人情報について、不存在を理由として不開示とした決定は妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、審査請求人と警察署所属警察官とのやりとりを記載した文書等情報のうち、平成27年2月23日の生活安全課長（以下「該当職員」という。）との電話での会話及び同年3月17日の該当職員との電話での会話を記載した文書等情報であると認められる。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

当審議会において、警察安全相談等及び苦情の取扱いに関する規程及び同規程の運用を見分したところ、警察安全相談等又は苦情を受理したときは警察安全相談等・苦情取扱票を作成し、所属長に報告するものとされ、その対応として何らかの措置を講じたときは、その都度、警察安全相談等・苦情経過票に対応の経過又は結果を記録するものとされていた。

実施機関によると、本件請求に係る日時において、該当職員が審査請求人に電話したこと及び審査請求人から該当職員に電話があったことは事実であるが、これは、審査請求人とは別の第三者の申出に係る事案において、その相手方である審査請求人と複数回電話対応したものであり、その対応については、個人所有のノートに、備忘のため対応内容を記録するにとどめたとのことである。

当審議会において当該記録を見分したところ、その記録は、職員の個人的便宜のために作成されたものにすぎず、実施機関の職員が組織的に利用するものとして当該実施機関が保有する保有個人情報には当たらないものと認められた。

なお、審査請求人は、審査請求書の附属書類として警察安全相談等・苦情取扱票及び経過票を提出し、その不開示部分が本件請求に係る部分であるとして開示を求めている。

当審議会において当該部分を見分したところ、いずれも本件請求対象保有個人情報として特定された日付のものではなかった。

以上のことから、本件請求対象保有個人情報を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められず、他にその存在が推認される事情も認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象保有個人情報の存否については前記(2)で述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。